

処方箋 第30号

処方箋 第30号

健康食品は薬じゃない！！

近くの貸店舗で健康教室があり医師と名乗る男性から糖尿病に効くと説明を受けて、6瓶10万円の錠剤を買って飲んでいました。

3ヶ月後、主治医に糖尿病の検査値が悪くなっていると指摘されたので、このことを話したら、飲まないように言われた。既に2瓶は飲んでしまっているが、返品出来ないか？（60歳代女性）



薬と健康食品はどうちがう！

「**薬＝医薬品**」は病気の診断や治療などに使用され、製品ごとに厚生労働大臣の承認を受けていて、認められた効果効能をうたえます。

「**いわゆる健康食品**」は薬のような審査はなく、効果効能をうたうことはできません。

* 特別用途食品や保健機能食品は限られた範囲で機能などを表示することが認められています。これらを除いたものが「いわゆる健康食品」で食品に分類されます。

<相談の経緯>

センターで商品の表示を確認すると、薬（医薬品）ではなく、「**いわゆる健康商品**」と分類されるものでした。センターより、販売店に、健康食品は治療薬とは異なるので「**病気に効く**」との勧誘は**薬事法に抵触**することを指摘し、更に断定的判断の提供であり契約の取消しを主張しました。店は、説明した男性は医師ではなく、**誤解を招く勧誘であったと非を認め**、今後は勧誘には十分注意するよう社員教育を徹底し、また、残っている4瓶を返却すれば、6瓶の代金10万円は**全額返金**されることになりました。



健康食品は過剰摂取による副作用の問題も発生しています。注意しましょう。

ご相談は…
まずは
お電話！！



ホットちゃん

しまった、困った、その時は

消費者センターは生活のお医者さん

但馬消費生活センター

相談電話：**0796-23-0999**

たじま消費者ホットライン

相談電話：**0796-23-1999**